# 公益財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会定款

平成 25 年 4 月 1 日

## 第 1 章　　総　　則　　令和 8 年 6 月 21 日改正

（名　　称）

**第 1 条** この法人は、公益財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会と称する。

（事　務　所）

**第 2 条** この法人は、主たる事務所を奈良県大和郡山市に置く。

## 第 2 章　　目的及び事業

（目　　的）

**第 3 条** この法人は、郡山城跡の保存管理を図るとともに、旧大名家である柳澤家の図書館であった柳沢文庫を、郡山藩を中心とした地域の近世史及び近代史研究のための施設として運営し、広く教育文化の向上のためにその機能を活用し、もって郷土の発展に寄与することを目的とする。

（事　　業）

**第 4 条** この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）郡山城跡の保存管理及び歴史資料の収集や調査研究に関すること。

（2）柳沢文庫の専門図書館としての管理及び運営

（3）柳澤家に伝来の典籍、古文書類等の保存、調査研究及び公開

（4）近世史及び近代史資料の収集、調査研究及び公開

（5）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章　　資産及び会計

（基本財産）

**第 5 条** この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第 1 及び別表第 2 に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

2　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするとき、あるいは基本財産に新たに組入れようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3　別表第 2 の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 16 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

（事業年度）

**第 6 条** この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

**第 7 条** この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

**第 8 条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第 1 号、第 2 号、第 5 号の書類についてその内容を報告し、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を

主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

**第９条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第２項第４号の書類に記載するものとする。

## 第４章　　評　議　員

（評議員の定数）

**第１０条** この法人に評議員１０名以上１５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

**第１１条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員については、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関して行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

**第１２条** 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

**第１３条** 評議員に対して、評議員会において別に定める規程により、報酬及び費用を支給することができる。

## 第５章　　評 議 員 会

（構成及び権限）

**第１４条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

２　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の規程

(4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) 前各号に定めるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　　催）

**第１５条** 評議員会は、定時評議員会として毎年度１回、毎事業年度終了後３カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招　　集）

**第１６条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議　　長）

**第１７条** 評議員会の議長は、その評議員会において出席した理事及び評議員のうちから選出する。

（決　　議）

**第１８条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２０条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議　事　録）

**第１９条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した評議員の互選で決めた議事録署名人２名は前項の議事録に記名押印する。

## 第６章　　役　　員

（役員の設置）

**第２０条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　６名以上７名以内

(2) 監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長とし、理事長以外の理事のうち１名を常務理事とする。

３　理事長以外の理事のうち１名を副理事長とすることができる。

４　第２項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

**第２１条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　この法人の理事のうち、理事のいずれか１名及びその親族、その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

**第２２条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は理事長を補佐する。

４　常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

５　理事長及び常務理事は、毎事業年度において４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

**第２３条** 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

**第２４条** 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

**第２５条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

**第２６条** 役員に対して、評議員会において別に定める規程により、報酬及び費用を支給することができる。

（相談役及び参与）

**第２７条** この法人に、任意の機関として、５名以内の相談役及び参与を置くことができる。

２　相談役及び参与は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

３　相談役及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

４　相談役及び参与の報酬は、無償とする。ただし、特別な職務を遂行する場合は、その対価として報酬及び費用を支給することができる。

５　相談役及び参与の任期その他必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

## 第７章　　理　事　会

（構成及び権限）

**第２８条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

２　理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（招　　集）

**第２９条** 理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは副理事長が、両者に事故があるとき又は欠けたときは常務理事が理事会を招集する。

（議　　長）

**第３０条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決　　議）

**第３１条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

（議　事　録）

**第３２条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第８章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

**第３３条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2　前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第１１条についても適用する。

（解　　散）

**第３４条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

**第３５条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

**第３６条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第９章　　会　　員

（会員の定め）

**第３７条** この法人の目的に賛同する個人又は団体を会員とすることができる。

2　会員に関することは、理事会で別に定める会員規定によるものとする。

## 第１０章　　事　務　局

（設　置　等）

**第３８条** この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2　事務局には、館長及び所要の職員を置く。

3　館長は、常務理事が兼ねるものとする。

4　館長は、理事会の決議に従い第 4 条に定める事業を掌理する。

5　職員は理事長が任免する。

6　館長及び職員は有給とする。

7　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第１１章　　公告の方法

（公告の方法）

**第３９条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第１２章　　補　　則

（委　　任）

**第４０条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議により理事長が別に定める。

**附　則**

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

3　この法人の最初の代表理事（理事長）は柳澤とも子とする。

4　この法人の登記の日に就任する評議員は、次に掲げる者とする。

浅井康博　　飯田喜代視　　稲垣佳子　　岩田節子　　大石文彦　　小川一雅　　小倉嘉夫
菊岡洋之　　城野無双　　曽雌守一　　高木博志　　野村秀和　　柳澤奈都子　　柳澤希緒子
渡部洋

附　則

この定款は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、令和５年６月２５日から施行する。

附　則

この定款は、令和６年６月２３日から施行する。

附　則

この定款は、令和７年６月２２日から施行する。

附　則

この定款は、令和８年６月２１日から施行する。

**別表第１**　基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)　(第５条関係)

| 財産種別 | 場所・物量等 |
|---|---|
| 建物　柳沢文庫資料館 | 大和郡山市城内町 254 の１　　241.58 ㎡ |
| 建物　柳沢文庫収蔵庫 | 大和郡山市城内町 254 の１　　137.41 ㎡ |
| 建物　貸家 | 大和郡山市城内町 252 の１　　108.40 ㎡ |
| 建物　柳沢文庫分室 | 大和郡山市城内町 252 の１　　81.15 ㎡ |
| 建物　収益マンション | 京都市上京区今出川通小川東入北兼康町 279　３階建 22 戸 |
| 土地　郡山城跡 | 大和郡山市城内町 252 の１の他 14 筆　　33,089.85 ㎡ |
| 土地　収益マンション | 京都市上京区今出川通小川東入北兼康町 279　329.48 ㎡ |
| 預金・投資有価証券 | 預金　　10,143,235 円<br>投資有価証券　594,791,650 円<br>私募リート　700 口 |

**別表第２**　公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産　　(第５条関係)

| 財産種別 | 場所・物量等 |
|---|---|
| 図書資料(特) | 歴代藩主年録５件 1124 点<br>軸物 239 件 269 点<br>巻子 55 件 58 点<br>冊子 17 件 120 点<br>一紙物 66 件 183 点<br>立体物５件５点 |